

○みよし市市外障害福祉施設通所経費支給要綱

平成21年3月25日

改正 平成25年3月28日

平成27年10月29日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、生活介護事業又は就労継続支援事業を利用している者に対して、通所経費の一部を支給し、障害者の通所意欲の向上及び継続的な施設の利用を支援することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 通所経費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、みよし市更生訓練費支給要綱（平成18年10月1日）に基づき、更生訓練費を受給している者を除く。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 法第19条第1項の規定に基づき、訓練等給付の決定を受けた者で、市外の事業所等に通所し、生活介護事業又は就労継続支援事業を利用している者

(通所経費の支給額)

第3条 通所経費の支給額は、1日当たり280円に1箇月間の通所日数を乗じて得た額又は別表第1の通所手段の区分に応じ、同表に定める基準額のいずれか低い額とする。ただし、支給額は、6,440円を上限とする。

(申請手続)

第4条 通所経費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市外障害福祉施設通所経費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

- 2 申請者は、通所経費の請求の権限を事業所の管理者に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた事業所の管理者（以下「代理請求者」という。）は、申請書に市外障害福祉施設通所経費に関する委任の届出書（様式第2号）を添えて市長に申請するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、第2条に規定する要件を審査の上、市外障害福祉施設通所経費支給決定通知書（様式第3号）を申請者に通知しなけれ

ばならない。

(変更の届出)

第6条 申請書の記載事項に変更が生じたときは、10日以内に市外障害福祉施設通所経費支給変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第7条 通所経費の支給決定を受けた者が、第2条の要件を満たさなくなったとき、又は死亡したときは、10日以内に市外障害福祉施設通所経費受給資格喪失届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給手続)

第8条 通所経費の支給を受けた者(以下「請求者」という。)は、別表第2に定める期別の区分に応じ、同表に定める請求書提出期限までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市外障害福祉施設通所経費請求書(本人用)(様式第6号)

(2) サービス利用に係る領収書

2 代理請求者は、通所経費の請求の権限を受けている場合、別表第2に定める期別の区分に応じ、同表に定める請求書提出期限までに市外障害福祉施設通所経費請求書(代理用)(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、前項第2号の領収書の提出は、要しない。

3 市長は、通所経費の請求があった場合は、その請求内容を確認し、請求日の翌月の末日までに支給するものとする。

(受給権の保護)

第9条 通所経費の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月29日)

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

別表第1(第3条関係)

通所手段の区分	基準額
通所に公共交通機関を利用している者	1箇月間に通所の往復に要した実費
通所に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車を利用している者	居所から事業所等までの最短の経路による往復距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額と1箇月間の通所日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

別表第2（第8条関係）

期別	支給対象期間	請求書提出期限
第1期	4月・5月・6月	7月10日
第2期	7月・8月・9月	10月10日
第3期	10月・11月・12月	1月10日
第4期	1月・2月・3月	4月10日

様式第1号(第4条関係)

市外障害福祉施設通所経費支給申請書

年 月 日

みよし市長 様

申請者  
住所

氏名

市外障害福祉施設通所経費の支給を受けたいので、みよし市市外障害福祉施設通所経費支給要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 利用しているサービス

2 振込先

金融機関名			
預金種別		口座名義人	
口座番号			

様式第2号(第4条関係)

市外障害福祉施設通所経費に関する委任の届出書

年 月 日

みよし市長 様

委 任 者	フリガナ	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日
	住 所	

私は、下記の者を受任者と定め、市外障害福祉施設通所経費の請求を行うことを委任します。

記

受 任 者	施設の設置者、名称 及び長の名称	
	施設 の 所 在 地 及 び 連 絡 先	

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

市外障害福祉施設通所経費支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった市外障害福祉施設通所経費については、みよし市市外障害福祉施設通所経費支給要綱第5条の規定により、下記のとおり支給を決定します。

記

1 支給開始年月日

年 月 日

2 支給対象サービス

3 支給基準単価及び支給の額

支給基準単価	1日当たり280円
支給の額(月額)	下記の1及び2を比較して低い方の額とする。ただし、6,440円を上限とする。 1 支給基準単価×サービス利用日数 2 支給対象者の当該月の通所にかかる実支出額

様式第4号(第6条関係)

市外障害福祉施設通所経費支給変更届

年 月 日

みよし市長 様

申請者

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で支給の決定通知のあった市外障害福祉施設通所経費について、次のとおり変更がありましたので、みよし市市外障害福祉施設通所経費支給要綱第6条の規定により届出ます。

1 変更事項

氏名

変 更 前		変 更 後	
-------	--	-------	--

住所

変 更 前		変 更 後	
-------	--	-------	--

利用しているサービス

変 更 前		変 更 後	
-------	--	-------	--

変更後振込先

金 融 機 関 名			
預 金 種 別		口座名義人	
口 座 番 号			

2 変更年月日

年 月 日

様式第5号(第7条関係)

市外障害福祉施設通所経費受給資格喪失届

年 月 日

みよし市長 様

申請者

住所

氏名

市外障害福祉施設通所経費の受給資格を喪失したので、みよし市市外障害福祉施設通所経費支給要綱第7条の規定により届出ます。

1 喪失年月日

年 月 日

2 喪失理由

( )



様式第6号(第8条関係)

市外障害福祉施設通所経費請求書(本人用)

年 月 日

みよし市長 様

申請者

住所

氏名

年 月～ 月利用分( 日利用)の市外障害福祉施設通所経費を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名			
預金種別		口座名義人	
口座番号			

3 添付書類

サービス利用に係る利用者負担の領収書



様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)